

事業報告書
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人山下内科クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島県呉市川尻町西二丁目4番28号

(3) 設立認可年月日 平成 年 月 日

(4) 設立登記年月日 平成11年3月8日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	医療法人山下内科 クリニック	広島県呉市川尻町西二丁目 4番28号	—

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年9月30日 社員総会 令和3年度決算報告

法人名 医療法人山下内科クリニック

所在地 広島県呉市川尻町西二丁目4番28号

財 産 目 録
(令和5年7月31日現在)

1. 資 産 額	49,664 千円
2. 負 債 額	19,630 千円
3. 純 資 産 額	30,034 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	20,943
B 固 定 資 産	28,720
C 資 産 合 計 (A+B)	49,664
D 負 債 合 計	19,630
E 純 資 産 (C-D)	30,034

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

(診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人山下内科クリニック

所在地 広島県呉市川尻町西二丁目4番28号

貸 借 対 照 表

(令和5年7月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	20,943	I 流 動 負 債	1,070
II 固 定 資 産	28,720	II 固 定 負 債	18,560
1 有 形 固 定 資 産	16,336	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	670	負 債 合 計	19,630
3 そ の 他 の 資 産	11,714	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	35,500
		II 積 立 金	△ 5,465
		(うち代替基金)	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	30,034
資 産 合 計	49,664	負 債 ・ 純 資 産 合 計	49,664

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

(診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人山下内科クリニック

所在地 広島県呉市川尻町西二丁目4番28号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	47,594
2 事業費用	47,447
本来業務事業利益	147
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	147
II 事業外収益	788
III 事業外費用	184
経常利益	751
IV 特別利益	4
V 特別損失	
税引前当期純利益	755
法人税等	182
当期純利益	573

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人山下内科クリニック

理事長 山下 善寛 様

私は、医療法人山下内科クリニックの令和3会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 9月30日

医療法人山下内科クリニック

監事